



「清流 仁淀川」

第96回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後4時30分まで

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

開催場所

高知県高知市春野町西分340番地
高知市春野文化ホール ピアステージ

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役7名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

株 主 各 位

証券コード：3891

2026年6月2日

高知県高知市春野町弘岡上648番地

ニッポン高度紙工業株式会社

代表取締役社長 近 森 俊 二

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kodoshi.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択して、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3891/teiiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニッポン高度紙工業」または「コード」に当社証券コード「3891」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内に従い、2026年6月23日（火曜日）午後4時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時

2 場 所 高知県高知市春野町西分340番地
高知市春野文化ホール ピアステージ

3 目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

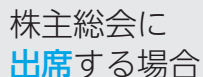
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

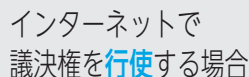
②計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

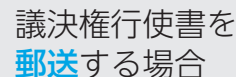
下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願い申し上げます。



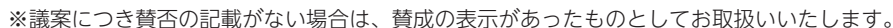
2026年6月24日（水曜日）
午前10時



2026年6月23日（火曜日）
午後4時30分入力完了分まで



2026年6月23日（火曜日）
午後4時30分までに到着

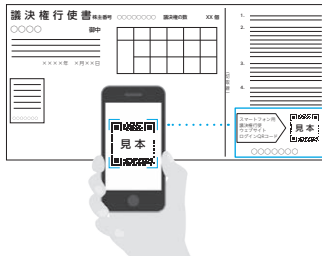


インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

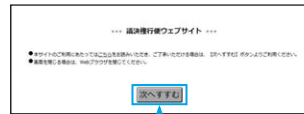
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

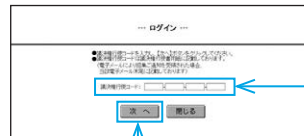
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

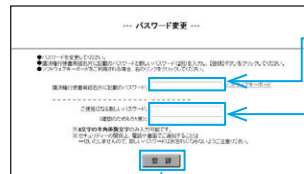
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、グローバルニッチトップ企業として、お客さまへの安定供給体制の確保と積極的な研究開発および設備投資のため、資本収益性を意識した経営を進めるとともに、株主の皆さまへの安定した利益還元および資本効率の向上を重視しており、連結配当性向は40%を目標とし、連結株主資本配当率（DOE）は3%を下限として、利益還元の充実および安定した配当を実施することを基本方針といたしております。

上記方針および当事業年度の業績等を勘案しつつ、普通配当を安定的に維持するべく、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、以下のとおり1株につき50円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金40円を加えた年間配当金は、1株につき90円となります。

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当社普通株式1株につき

金50円

配当総額

527,333,200円

3

剰余金の配当が
効力を生ずる日

2026年6月25日

取締役7名選任の件

現任の取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	 やま おか とし のり 山 岡 俊 則 (1953年8月3日生) 再任 男性	1991年10月 当社入社 2005年 4 月 当社管理本部長 2005年 6 月 当社取締役 2012年 3 月 当社営業本部長 2015年 6 月 当社代表取締役社長 2021年 6 月 当社取締役会長（現任）	97,020株
取締役候補者とした理由 山岡俊則氏は、代表取締役社長を6年にわたり務めたのち、現在取締役会長として当社および当社グループの企業価値向上に尽力しております。今後も、同氏の豊富な経験と高い知見により、当社グループ全体のさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	 近 森 俊 二 (1957年5月1日生) 再任 男性	1981年 3 月 当社入社 2013年 6 月 当社管理本部長 2015年 6 月 当社取締役 2015年 8 月 NIPPON KODOSHI KOGYO(MALAYSIA)SDN. BHD. DIRECTOR (現任) 2019年 6 月 当社営業本部長 2021年 6 月 当社代表取締役社長 (現任) 当社社長執行役員 (現任) 2023年 4 月 NKKソリューションズ株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) NKKソリューションズ株式会社 代表取締役社長 NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD. DIRECTOR	27,102株
取締役候補者とした理由 近森俊二氏は、現在当社の代表取締役社長として当社グループを統括しており、今後のさらなる発展に向けた経営戦略の策定・推進役として強力なリーダーシップを発揮できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
3	 や た べ た つ し 矢田部 達 志 (1972年7月17日生) 再任 男性	1996年 4 月 当社入社 2020年 3 月 当社営業本部営業部長 2020年 6 月 当社取締役（現任） 当社営業部門統括（現任） 2020年 7 月 NIPPON KODOSHI KOGYO(MALAYSIA)SDN. BHD. DIRECTOR（現任） 2021年 6 月 当社コンプライアンス担当執行役員 2025年 6 月 当社常務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD. DIRECTOR	7,195株
	取締役候補者とした理由 矢田部達志氏は、入社以来営業業務に携わり、現在は同部門等の統括者としてリーダーシップを発揮しております。今後も高い見識と能力を当社の経営に活かすことにより、当社のさらなる企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	 た か は し ひ さ ほ る 高 橋 寿 明 (1964年2月18日生) 再任 男性	1986年 3 月 当社入社 2017年 3 月 当社管理本部管理部長 2021年 6 月 当社取締役（現任） 当社管理部門統括（現任） 2022年 6 月 当社コンプライアンス担当執行役員（現任） 2023年 4 月 NKKソリューションズ株式会社 取締役（現任） 2025年 6 月 当社常務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) NKKソリューションズ株式会社 取締役	7,974株
	取締役候補者とした理由 高橋寿明氏は、入社以来製品事業や管理業務に携わり、現在は管理部門の統括者としてリーダーシップを発揮しております。今後も高い見識と能力を当社の経営に活かすことにより、当社のさらなる企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
5	 おか ざき あきら 岡 崎 明 (1954年12月29日生) 再任 社外 男性	1977年 4 月 四国電力株式会社入社 2011年 6 月 同社執行役員経理部長 2018年 6 月 株式会社四電工専務取締役 2021年 6 月 当社取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 岡崎明氏は、経理・財務および会社経営に関する豊富な知見を有しており、客観性かつ透明性をもって当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
6	 いの うえ ひろ ゆき 井 上 浩 之 (1962年10月30日生) 再任 社外 男性	1985年 4 月 高知県庁入庁 2018年 4 月 同庁産業振興推進部長 2020年12月 同庁総務部長 2021年 4 月 高知県副知事 2025年 6 月 当社取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 井上浩之氏は、長年にわたる行政機関における経験から豊富な知見を有しており、客観性かつ透明性をもって当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふり 氏 がな 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
7	 おく むら よう こ 奥 村 陽 子 (1969年5月25日生) 再任 社外 女性	2010年11月 税理士登録（現任） 税理士事務所開業（現在） 2018年 4 月 高知県監査委員（現任） 2025年 6 月 当社取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 奥村陽子氏は、税理士としての専門的知識および行政機関における監査経験から豊富な知見を有しており、客観性かつ透明性をもって当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 岡崎明、井上浩之、奥村陽子の3氏は、社外取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、山岡俊則、岡崎明、井上浩之、奥村陽子の4氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定にもとづく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 岡崎明、井上浩之および奥村陽子の3氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

6. 岡崎明氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。井上浩之氏および奥村陽子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

取締役候補者に期待する主な専門性と経験は、次のとおりであります。

	経営	技術	営業	財務	ICT	法務	ESG	SCM	人財
山岡 俊則 取締役会長	○		○	○		○	○		○
近森 俊二 代表取締役社長	○	○	○				○	○	○
矢田部 達志 取締役	○	○	○		○		○	○	
高橋 寿明 取締役	○			○	○	○	○		○
岡崎 明 社外取締役	○			○	○			○	
井上 浩之 社外取締役					○	○	○		○
奥村 陽子 社外取締役				○		○	○		○

監査役1名選任の件

中橋紅美氏は2026年2月5日付で辞任により監査役を退任されました。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
 くまざわ しんいちろう 熊沢 慎一郎 (1958年12月25日生) 新任 社外 男性	1981年4月 株式会社四国銀行入行 2008年6月 同行人事部長 2012年6月 同行執行役員東京支店長 2015年6月 同行取締役神戸支店長 2017年6月 同行監査役 2018年6月 同行取締役監査等委員	一株

社外監査役候補者とした理由

熊沢慎一郎氏は、金融機関における長年の職務経験ならびに同機関での監査役および取締役監査等委員としての経験から豊富な知見を有していると判断でき、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 熊沢慎一郎氏は、社外監査役候補者であります。
2. 熊沢慎一郎氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 熊沢慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、熊沢慎一郎氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定にもとづく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 熊沢慎一郎氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や株高による市場への期待が高まり、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善が続く等、景気は緩やかな回復傾向が続きました。

一方、ウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化等により、地政学リスクがさらに高まり、加えて資源価格の高騰による物価上昇、通商政策の影響等もあり、景気後退が懸念される状況にあります。

当社グループの関連市場であるエレクトロニクス業界におきましては、産業機器関連および一部車載関連で需要回復の遅れがみられたものの、生成AI技術を活用した社会全体のデジタルインフラ整備が進展し、関連投資が拡大したため、全体としては堅調に推移しました。

このような状況の中、アルミ電解コンデンサ用セパレータは、年間を通じて生成AI普及にともなうAIサーバー関連等の需要が好調に推移した結果、当連結会計年度の売上高は14,024百万円（前連結会計年度比1,774百万円、14.5%増）となりました。

機能材は、電気二重層キャパシタ用セパレータが、電力安定化用途等での需要が増加したことから、当連結会計年度の売上高は4,600百万円（前連結会計年度比816百万円、21.6%増）となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は18,624百万円（前連結会計年度比2,590百万円、16.2%増）となりました。

利益面におきましては、原材料費の高騰および前期下期増設の米子工場製造ラインによる減価償却費の増加はありましたが、売上高の増加により、営業利益は3,533百万円（前連結会計年度比1,072百万円、43.6%増）、経常利益は3,707百万円（前連結会計年度比1,262百万円、51.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,642百万円（前連結会計年度比861百万円、48.4%増）となりました。

② 当連結会計年度における事業セグメントの状況

区 分	売上高実績		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減金額 (百万円)	増減率 (%)
セパレータ事業				
(アルミ電解コンデンサ用 セパレータ)	(14,024)	(75.3)	(1,774)	(14.5)
(機能材)	(4,600)	(24.7)	(816)	(21.6)
合 計	18,624	100.0	2,590	16.2

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資として、セパレータ事業において本社工場の自動倉庫新設工事、原料倉庫拡充工事、その他品質改善や合理化等の経常投資等を含め、総額1,149百万円の設備投資を実施しました。

また、当連結会計年度の資金調達として、長期運転資金1,500百万円を借入により調達しました。

(3) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高	
株 式 会 社 四 国 銀 行	1,948	百万円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,428	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	815	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	790	百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループの関連市場であるエレクトロニクス業界におきましては、AIサーバー需要の拡大と、それにとまなう関連市場における設備投資の増加等により、半導体・電子部品の需要は一層高まることが見込まれております。一方、中東情勢の緊迫化にとまなう業績への影響につきましては、原油価格の上昇による原材料の価格上昇、関連市場における部材供給の不安定化、物流コストの増加等が懸念されます。今後の世界経済や関連市場の動向を注視しつつコスト削減や価格転嫁をおこない、戦略在庫の確保を継続することにより、今後も安定供給体制を強化し、当社グループの強みである高品質、高信頼性製品の拡販に尽力いたします。

主力のアルミ電解コンデンサ用セパレータにつきましては、引き続きAIサーバー需要の拡大等にとまなう堅調な推移を見込んでおります。機能材につきましても、電力安定化用途等でのさらなるニーズの高まりを見込んでおります。

当社グループは、2026年3月期に米子工場の新設生産設備の本格稼働、原料倉庫の拡充、本社工場での自動倉庫新設等により、高付加価値セパレータの需要増加に対応できる体制を整えてきました。大型設備投資にとまなう減価償却費の増加はありますが、製造工程、サプライチェーンの最適化による生産効率向上とコスト低減に継続して取り組んでまいります。

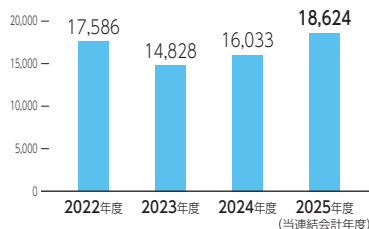
また、当社グループは「環境と健康に挑戦 2030」というスローガンのもと「高機能セパレータ、高機能素材の安定供給を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」という長期ビジョンを策定しております。この長期ビジョンの実現に向けて3ヵ年中期事業計画を策定しており、2027年3月期は2024年度～2026年度中期事業計画の最終年度となります。目標達成に向けた取り組みをおこなうとともに、急速に拡大するAIサーバー市場等を中心とした経営環境の変化も踏まえ、長期ビジョンの実現に向けて邁進してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

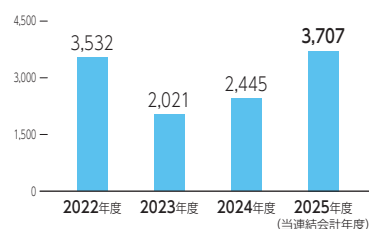
区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	17,586	14,828	16,033	18,624
経常損益 (百万円)	3,532	2,021	2,445	3,707
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	2,468	1,479	1,781	2,642
1株当たり当期純損益 (円)	229.20	138.96	167.55	250.67
総資産 (百万円)	30,629	33,975	35,269	35,609
純資産 (百万円)	21,572	22,367	23,903	26,206
1株当たり純資産額 (円)	2,002.65	2,103.68	2,269.04	2,484.83

(注) 2025年度（当連結会計年度）については、前記（1）事業の経過およびその成果に記載のとおりであります。

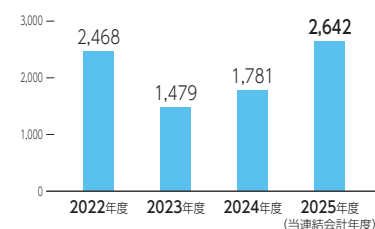
売上高 (単位：百万円)



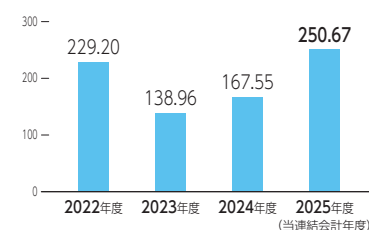
経常損益 (単位：百万円)



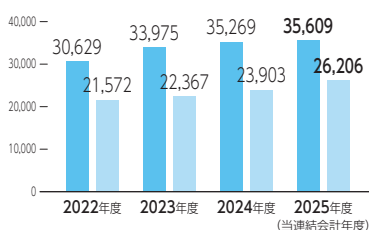
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



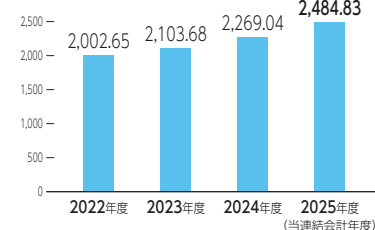
1株当たり当期純損益 (単位：円)



総資産・純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、主としてセパレータに関する製品の開発・製造・販売をおこなっております。また、セパレータ事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する主な製品は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
セパレータ事業	<アルミ電解コンデンサ用セパレータ> アルミ電解コンデンサ・導電性高分子固体コンデンサ用セパレータ <機能材> リチウムイオン電池・電気二重層キャパシタ・アルカリ乾電池用セパレータ

(7) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社 高知県高知市春野町弘岡上648番地
工場 本社工場 高知県高知市
安芸工場 高知県安芸市
米子工場 鳥取県米子市

② 子会社

NKKソリューションズ株式会社 (高知県南国市)
NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
462名	22名減

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員24名は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NKKソリューションズ株式会社	10 百万円	100.0 %	セパレータ裁断加工
NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD.	9,649 千リングgit	100.0 %	セパレータ裁断加工

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,546,664株 (自己株式151,818株を除く。)
(3) 当事業年度末の株主数 6,649名
(4) 上位10名の株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	東京産業洋紙株式会社	1,000 千株	9.48 %
2	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	600	5.70
3	日本紙パルプ商事株式会社	518	4.91
4	株式会社四国銀行	506	4.80
5	株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメント オフィス株式会社退職給付信託口）	493	4.68
6	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	430	4.08
7	株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行再信託分・ 王子製紙株式会社退職給付信託口）	422	4.00
8	関日野出株式会社	390	3.70
9	T M Y 株式会社	370	3.52
10	BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG F U N D S / U C I T S A S S E T S	318	3.02

(注) 1. 5位の「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)」および7位の「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・王子製紙株式会社退職給付信託口)」にかかる議決権の行使等の権利は、それぞれ委託者である王子マネジメントオフィス株式会社および王子製紙株式会社に留保されております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	12,164株	4 名

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4 (4) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 当社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2026年3月末現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	山 岡 俊 則		
代表取締役社長	近 森 俊 二	社長執行役員	NKKソリューションズ株式会社 代表取締役社長 NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR
取 締 役	矢田部 達 志	常務執行役員 営業部門統括	NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR
取 締 役	高 橋 寿 明	常務執行役員 管理部門統括 コンプライアンス担当執行役員	NKKソリューションズ株式会社 取締役
取 締 役	岡 崎 明		
取 締 役	井 上 浩 之		
取 締 役	奥 村 陽 子		
監査役（常勤）	産 田 稔 雄		NKKソリューションズ株式会社 監査役
監 査 役	斉 藤 章		
監 査 役	北 岡 弘		

- (注) 1. 取締役 岡崎明、井上浩之、奥村陽子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 斉藤章、北岡弘の両氏は、社外監査役であります。
3. 中橋紅美氏は、2026年2月5日付で監査役を辞任により退任しました。

4. 監査役の選任理由

地 位	氏 名	選 任 理 由
監査役（常勤）	産 田 稔 雄	当社管理部門での長きにわたる職務経験により培われた知識・経験を有しており、その豊富な経験と知識を当社の監査に反映できる人材と判断し、選任しております。
監 査 役	斉 藤 章	公認会計士、税理士として専門的知識を有しており、行政機関における監査経験などを当社の監査に反映できる人材と判断し、選任しております。
監 査 役	北 岡 弘	過去の職務経験により、高い法令遵守の精神および中立性を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、選任しております。

5. 独立役員

取締役 岡崎明、井上浩之、奥村陽子、監査役 斉藤章、北岡弘の5氏は、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断して独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、2026年2月5日付で監査役を辞任により退任した中橋紅美氏との間におきましても、同内容の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役および監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	短期 インセンティブ報酬	長期 インセンティブ報酬	
取 締 役	189	112	56	20	8
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(－)	(－)	(4)
監 査 役	17	17	－	－	5
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(－)	(－)	(3)
合 計	206	129	56	20	13
(うち社外役員)	(20)	(20)	(－)	(－)	(7)

- (注) 1.長期インセンティブ報酬は非金銭報酬で、その内容は当社の株式であり割当ての際の条件等は、「(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
- また、当事業年度における交付状況は「2 当社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 2.取締役の金銭報酬の額は、2021年6月16日開催の第91回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する議決制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内、これにより発行または処分される当社株式の総数を年50,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。
- 3.監査役の金銭報酬の額は、2021年6月16日開催の第91回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
- 4.各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定は、「(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
- 5.当事業年度末現在の当社役員数は、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
- 6.上表には、2025年6月19日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）および監査役1名（うち社外監査役0名）、ならびに2026年2月5日付で辞任により退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬等は、金銭報酬としての基本報酬、短期インセンティブ報酬および株式報酬としての長期インセンティブ報酬の3つの制度で構成する。

a.基本報酬に関する方針

基本報酬は、役位または役割にもとづく固定額に業務執行分の報酬等を加算して決定する。基本報酬の改定は、役位または役割が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定する。

b.短期インセンティブ報酬に関する方針

短期インセンティブ報酬は、役位別の標準額をベースに、年度業績（連結営業利益、売上高成長率等）、職務執行の状況および貢献度等の定性的評価を考慮して決定し支給する。

c.長期インセンティブ報酬に関する方針

長期インセンティブ報酬は、譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

d.報酬等の割合および条件に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の構成比率は、概ね変動報酬比率（短期、長期インセンティブ報酬）が25%以上とし、役位に応じてその割合を設定する。また長期インセンティブ報酬の比率は中長期的な観点からの経営目標、課題への取り組みを重視し、10%以上となる構成とする。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の各報酬の種類別支給総額および個人別支給額は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、指名報酬委員会の検討を経て、取締役会が代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く）の担当部門の業績等を踏まえた短期インセンティブ報酬の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価をおこなうには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

重要な兼職の状況につきましては、「(1)取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	岡 崎 明	当事業年度中に開催した取締役会13回すべてに出席し、自身の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないました。
取 締 役	井 上 浩 之	当事業年度中に開催した取締役会のうち2025年6月19日の就任以降に開催した10回すべてに出席し、自身の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないました。
取 締 役	奥 村 陽 子	当事業年度中に開催した取締役会のうち2025年6月19日の就任以降に開催した10回のうち9回に出席し、自身の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監 査 役	斉 藤 章	当事業年度中に開催した取締役会13回すべておよび監査役会15回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監 査 役	中 橋 紅 美	2026年2月5日に退任するまでの当事業年度中に開催した取締役会11回すべておよび監査役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監 査 役	北 岡 弘	当事業年度中に開催した取締役会13回のうち12回および監査役会15回のうち14回に出席し、自身の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないました。

(7) その他当社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額は区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、サステナビリティ開示支援業務等を委託し対価を支払っています。
4. 当社の子会社のうち、NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD.はDeloitteの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法および公認会計士法等の関係法令に違反あるいは抵触等した場合もしくは公序良俗に反する行為があったと判断した場合または監査役会が定める評価基準を満たしていないと判断された場合において、監査役会はその違反行為等の事実にもとづき当該会計監査人の解任または不再任の検討をおこない、解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会規定に則り、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とします。

6 当社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

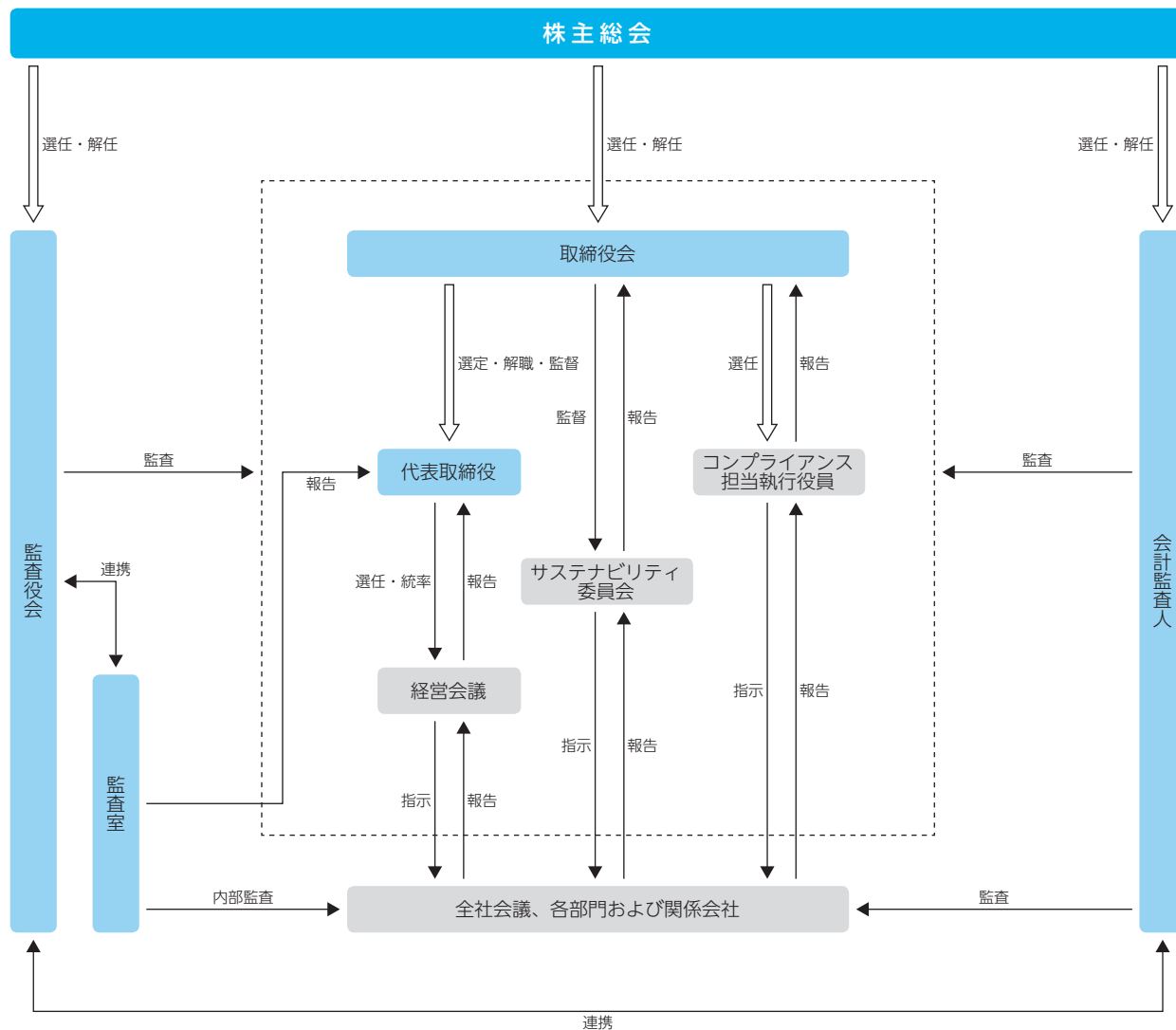
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制に関する統括責任者としてコンプライアンス担当執行役員を選任し、コンプライアンス関連諸規定および教育研修制度を整備し、同体制の強化に取り組んでおります。
- (2) 各部門から独立した組織である監査室は、職務の執行が法令および定款等に準拠し適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを検証するため、年度計画にもとづく内部監査を実施し監査結果を経営トップに報告しております。
- (3) 部門間の内部けん制を働かせるため、各担当部門は、稟議制度の運用、社内規定の整備、人事管理、社内情報システム構築、情報開示および予算・実績管理等をおこなっております。
- (4) 公益通報者保護法に対応する社内規定を制定し、使用人等が、コンプライアンス上疑義がある行為等を認知した場合に相談および通報できる内部通報窓口を社内外に設置しております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

関係法令等および社内規定にもとづき、取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理を適切におこない、常時閲覧できるようにしております。

コーポレート・ガバナンス体制



3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス担当執行役員は、当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する体制の整備に取り組み、各主管部門と連携しながら、環境、品質および災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等をはかるよう推進しております。
- (2) 当社は、地域特性として大地震等の大規模災害が発生するリスクを抱えていることから、「従業員の安全確保」および「お客様への供給責任を果たし、信用・信頼を維持すること」をBCP基本理念とし、南海トラフ地震の被害想定を前提に、米子工場での生産体制等も含め、ハード面の整備にとどまらず、計画の実効性・実用性について評価・改善に取り組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議確認しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された執行役員が、取締役会および代表取締役の統括のもと、自己の分掌範囲について職務を遂行する体制の整備をはかっております。
- (2) 執行役員が、その職務執行にあたり、対処すべき課題および取り組むべき方向性等について意思統一をおこなう場として、経営会議を毎月、また必要に応じて適宜開催しており、機動的な対応が可能な体制をとっております。
- (3) 中期事業計画については、経営会議において関連部門との連携のもと策定しており、単年度の経営計画については、代表取締役社長の次期経営方針にもとづき各部門が新たな部門方針を策定し、速やかに全社に周知するとともに、期初に開く経営計画発表会等を通じ当社グループでの共有化をはかっております。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務執行については、子会社の取締役から定期的に報告させております。
- (2) 当社は、子会社の業務執行について、必要に応じて状況報告を求め、子会社の業務執行を監視・監督しております。
- (3) 子会社の重要な業務執行については、社内規定にもとづき、事前に当社の決裁を受けさせるまたは報告させることとしております。
- (4) 監査室は、子会社における業務の適正性に関し、内部監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の事業形態および規模等から判断し、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、今後事業拡大等によりその必要性が生じた場合には、監査役の意向も踏まえ、合理的な範囲で配置することとしており、当該使用人が監査役の指揮命令に従うものである旨を周知徹底しております。
- (2) 当該使用人の任命および異動等人事権にかかる事項の決定については、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保しております。

7. 当社および子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要に応じて取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的におこなわれることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助しております。
- (2) 子会社の取締役、使用人からの報告については、必要に応じて監査役へ報告する体制としております。
- (3) 内部通報の内容については、監査役にも報告する体制をとっております。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをおこなわないことを当社グループの役職員に周知徹底しております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には組織として毅然と対応し、これらの団体と関係のある企業とは一切取引をおこないません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、関係機関および地域協議会等と緊密な連携をとり、法的な対応も含め、適切な対応をおこなうよう取り組んでおります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、次のとおりです。

- (1) 取締役会を13回開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議しました。また、執行役員で構成する経営会議を17回開催し、当社の対処すべき課題や進むべき方向性等について討議しました。
- (2) 取締役、執行役員および各事業部門責任者で構成する月次報告会等を毎月定例で開催し、月間の活動状況および問題点ならびにその対応等の報告等をおこない、情報の共有化をはかりました。
- (3) 個人および組織のコンプライアンス意識の向上をはかるため、全従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。更に、取締役・監査役、管理監督者を対象としたコンプライアンス研修をおこない、周知徹底をはかりました。
- (4) 「企業倫理ヘルプラインに関する規定」にもとづき内部通報制度を運用し、運用状況を定期的に取締役会に報告しました。
- (5) 常勤の監査役は、取締役会、経営会議等の会議に出席し、重要事項の決議状況や業務の執行状況の把握に努めました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グローバルニッチトップ企業として、お客さまへの安定供給体制の確保と積極的な研究開発および設備投資のため、資本収益性を意識した経営を進めるとともに、株主の皆さまへの安定した利益還元および資本効率の向上を重視しており、連結配当性向は40%を目標とし、連結株主資本配当率（DOE）は3%を下限として、利益還元の充実および安定した配当を実施することを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入をおこなっております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	当連結会計年度 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	17,740,252	17,507,454
現金及び預金	4,741,850	4,126,719
売掛金	4,975,964	4,135,549
商品及び製品	2,975,019	2,554,926
仕掛品	8,901	13,294
原材料及び貯蔵品	4,829,719	5,402,813
未収消費税等	—	779,073
その他	208,796	495,076
固定資産	17,869,117	17,761,873
有形固定資産	15,758,771	16,242,330
建物及び構築物	5,927,769	5,381,022
機械装置及び運搬具	6,800,363	7,085,075
土地	2,218,864	2,225,239
建設仮勘定	379,318	1,067,875
その他	432,455	483,116
無形固定資産	169,900	108,789
投資その他の資産	1,940,445	1,410,753
投資有価証券	475,123	302,683
繰延税金資産	355,640	436,581
退職給付に係る資産	892,017	496,085
その他	238,663	196,403
貸倒引当金	△21,000	△21,000
資産合計	35,609,369	35,269,328

科 目	当連結会計年度 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	5,837,138	6,768,881
支払手形及び買掛金	775,112	394,010
短期借入金	—	1,500,000
1年内返済予定長期借入金	2,299,908	2,251,713
未払金	627,346	841,132
未払法人税等	734,033	508,530
設備関係未払金	322,384	668,907
その他	1,078,354	604,587
固定負債	3,565,519	4,597,110
長期借入金	3,490,332	4,535,230
繰延税金負債	49,987	46,680
その他	25,200	15,200
負債合計	9,402,658	11,365,992
純資産の部		
株主資本	25,074,240	23,201,074
資本金	2,241,749	2,241,749
資本剰余金	3,943,953	3,942,031
利益剰余金	19,126,793	17,274,390
自己株式	△238,255	△257,097
その他の包括利益累計額	1,132,470	702,260
その他有価証券評価差額金	176,516	58,955
為替換算調整勘定	352,906	240,114
退職給付に係る調整累計額	603,048	403,190
純資産合計	26,206,711	23,903,335
負債純資産合計	35,609,369	35,269,328

(注) (ご参考) 前連結会計年度の金額は、監査対象外です。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	当連結会計年度 (2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)	
売上高		18,624,523		16,033,765
売上原価		12,928,492		11,582,095
売上総利益		5,696,031		4,451,670
販売費及び一般管理費		2,162,618		1,991,019
営業利益		3,533,412		2,460,650
営業外収益				
受取利息	29,747		28,119	
受取配当金	12,228		9,586	
為替差益	78,859		—	
受取補償金	60,158		—	
受取保険金及び配当金	16,604		1,629	
助成金収入	11,679		34,709	
その他	33,337	242,614	20,535	94,582
営業外費用				
支払利息	53,611		41,234	
固定資産除却損	6,824		4,890	
為替差損	—		57,525	
その他	7,855	68,291	6,488	110,138
経常利益		3,707,735		2,445,093
特別損失				
減損損失	107,363		—	
投資有価証券評価損	—	107,363	7,729	7,729
税金等調整前当期純利益		3,600,372		2,437,364
法人税、住民税及び事業税	1,022,405		688,878	
法人税等調整額	△65,014	957,390	△32,567	656,310
当期純利益		2,642,981		1,781,054
親会社株主に帰属する当期純利益		2,642,981		1,781,054

(注) (ご参考) 前連結会計年度の金額は、監査対象外です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

ニッポン高度紙工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智慶太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美濃部雄也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッポン高度紙工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポン高度紙工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に対して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

ニッポン高度紙工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智慶太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美濃部雄也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッポン高度紙工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の社長及びその他役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

ニッポン高度紙工業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 産田 稔 雄

監査役（社外監査役） 斉 藤 章

監査役（社外監査役） 北 岡 弘

第96回定時株主総会会場のご案内



※会場内に車いす専用スペースを設けております。

※介助が必要な株主様は、介助者1名に限り同伴してご出席いただくことができます。

ただし、介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。